

## (案)

次期計画（H27～29年度）における基幹型包括支援センター  
及び地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められており、機能強化を行っていく必要がある。

## 現 状

- ・基幹型包括支援センター：各区1箇所（堺市社会福祉協議会へ委託）  
人員体制39名（非常勤職員等含む）
- ・地域包括支援センター：日常生活圏域（21圏域）に1箇所（社会福祉法人等へ委託）  
人員体制104名（非常勤職員等含む）
- ・業務内容：包括的支援事業を実施  
「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援」「権利擁護」「ケアマネジメント支援」

	総合相談 (延べ件数)	虐待対応 (新規実件数)	予防プラン (延べ件数)	予防プラン	
				(うち包括)	(うち委託)
H23年度(再編前)	40,631	142	76,777	24,924	51,853
H24年度	64,165	207	87,225	23,867	63,358
H25年度	84,436	233	102,080	24,565	77,515

※ H24年度に地域包括支援センター7ヶ所の体制から現状に再編

## 介護保険制度の改正

別添【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成 参照

## 平成27～29年度

基幹型包括支援センター7箇所、地域包括支援センター21箇所の「箇所数」及び「運営法人」は現状を基本とし、業務量増加に応じた人員増に向け庁内調整を行っていく。